

平成17年6月14日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
株 式 会 社 ぐ る な び
代表取締役社長 久 保 征一郎

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日お差し支えのある場合は、お手数ながら後記参考書類をご検討下さいまして、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印の上、折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|----------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成17年6月29日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル9階
社団法人日本交通協会 会議室
〔開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようお願いいたします。〕 |
| 3. 会議の目的 | | |
| 報告事項 | | 第16期（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 第16期利益処分案承認の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（19～22頁）に記載のとおりであります。 |
| 第3号議案 | | 取締役8名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | | 取締役の報酬額改定の件 |
| 第6号議案 | | ストックオプションとして新株予約権を発行する件
議案の要領は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（27～29頁）に記載のとおりであります。 |

以 上

（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

第16期 営業報告書

〔平成16年4月1日から
平成17年3月31日まで〕

1. 営業の概況

(1) 営業の経過および成果

当期のわが国経済は、企業部門において企業収益の改善および設備投資の増加がみられる一方で、輸出、生産が弱含んでおり、個人部門においては所得が底堅く推移しているものの個人消費の伸びが鈍化するなど、全体として景気の回復は緩やかなものでありました。

当社サービスの対象である外食業界については、全店ベースの売上は前年度比1.6%増加と横這いを維持したものの、既存店売上高は前年度比2.4%減少と厳しい状況でありました。

このような環境において、当社の事業は飲食店にとって収益を改善、拡大する上でますます重要なものとなっており、当社といたしましては、飲食店へ効果的な販売促進サービスを提供する販促バックサービスの販売促進により、1加盟店あたりの収益拡大に注力するとともに、継続型サービスの販売、当社サイトの価値を高めるための提携等について以下のように取り組んでまいりました。

販促バックサービスについては、飲食店向けにぐるなび活用による集客力向上についての講習会「ぐるなび大学」の積極的な開催に加え、基本加盟サービス利用で店舗ページが月間3,000ページビューを超える加盟店へ販促バックサービスの利用を勧める施策等を実施するなど販売を強化いたしました。

継続型サービスについては、郊外および地方の新規開拓を推進するために新たに横浜、広島、沖縄に営業所を開設いたしました。

一方、当社サイトの価値を高めるために、従来と同様に異分野の著名企業との提携を展開いたしました。具体的には、京浜急行電鉄(株)との販売提携による「京急ぐるなび沿線レストランガイド」が挙げられます。

以上の結果、当期の売上高は5,597百万円（前期比58.5%増）、経常利益は890百万円（前期比89.0%増）、当期純利益は497百万円（前期比66.6%増）となりました。

(2) 当社が対処すべき課題

今後の当社を取り巻く経営環境を展望しますと、我が国の外食産業については、女性の社会進出および余暇市場における外食活動への参加率の高さから需要が高まり、高齢化や健康・安全志向により中食も含めた広義の外食のもつ役割が重要性を増す一方で、これらの需要に対応した飲食業者の新規参入と既存飲食店との競争は激化するものと思われます。当社では、こうした環境が飲食店の広告・販促ツールとしての当社サービスの価値を増大させていくものと捉えております。

かかる経営環境の下、当社の対処すべき課題としては、基盤事業の拡大、関連事業の立ち上げ、携帯電話への対応、人材の確保等が挙げられます。具体的には次のとおりであります。

・基盤事業の拡大

基盤事業を拡大していくためには、加盟店の裾野を広げていくということと1加盟店当たりの収益を拡大していくことの二つの方向性があります。これらをバランスよく進めていくことが基盤事業の拡大を実現するためには不可欠となっております。具体的には次のような課題があります。

① 加盟店舗数の拡大

当社は加盟店舗数のさらなる増加によりユーザーの利便性を確保していきます。加盟店舗数を増加させて競争力と収益基盤の拡大を図っていくことが課題であります。

② 販促パックサービスの拡大

当社では、販促パックサービスにおいて販売促進効果の高いサービスの提供を行うことで1加盟店当たりの収益を拡大させております。正会員数を増加させていくとともに、販促パックサービスを拡大させていくことが当社の課題であります。

・関連事業の立ち上げ

① 加盟店ネットワークと加盟店管理画面という資産を活かした事業の展開

当社では、『ぐるなび』における加盟店ネットワークと加盟店管理画面という資産を活かして以下のような関連事業を展開してまいります。

(a) 飲食店に対する総合的な経営支援を行う事業の立ち上げ

飲食店の売上を拡大させるためには販促支援に加えて総合的な経営支援が必要であります。当社では正会員に対し店舗診断を行いながら、人材、内装、メニュー開発等の経営に関する支援を行うようなビジネスを立ち上げていくことが課題であります。

- (b) 飲料・食品メーカーや納入業者等の飲食店に関わる事業者を対象とした事業

ぐるなび事業を進めてきたことによってユーザーの利用動向データや加盟店の登録データが蓄積されております。当社では、それらを加工することで飲料・食品メーカーや納入業者等の飲食店に関わる事業者に対して価値のあるマーケティングデータを提供することが可能であることから、マーケティングデータを活用した事業を立ち上げていくことが課題であります。

② 旅関連事業の競争力強化

平成16年4月に当社は食と旅は非常に近い領域であるとの認識から、(株)トラベルサイトより「インターネット版旅の手帖（たびてネット）」事業および「SURF & SNOW」事業を譲り受けいたしました。これについては、従来別の事業であったため双方を関連させて相乗効果を出していくことが課題であります。また、旅関連事業については後発であるために競合他社が存在し、当社の競争優位性は必ずしもあるとはいえない状況であります。競争優位性を出していくために宿泊施設情報に関するコンテンツの充実等の施策を実行し十分な競争力をつけていくことが課題であります。

・携帯電話への対応

携帯電話向けの『ぐるなび』は携帯電話のコンテンツとしてはアクセス数が上位であります。PC向けの『ぐるなび』と比較するとアクセスの伸びは著しいものではありません。これは、利用者が当社のコンテンツにアクセスするにはコストがかかることが影響していると思われます。これに対し3Gの普及とパケット料金定額化によって携帯でのアクセス数が伸びていく環境が整いつつあります。これらの環境変化を当社のビジネスチャンスととらえ、積極的に対応していくことが当社の課題であります。

・人材の確保

当社事業の拡大において、優秀な従業員の確保は不可欠であり、また、そうした人材の定着が重要であります。当社では、公正な評価基準および成果に連動した給与体系の構築やコンプライアンス上重要な問題について迅速な把握を行なう経営体制の構築に取り組むなど、労働環境の整備および改善を課題と認識しております。

(3) 設備投資の状況

当期中の設備投資額は、総額507百万円であり、その主なものは、加盟店

情報管理システムを含む各種ソフトウェアおよび本社事務所増床、関西営業所移転などの敷金・保証金であります。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 営業成績および財産の状況の推移

区 分	第13期	第14期	第15期	第16期(当期)
	平成13年4月 ～ 平成14年3月	平成14年4月 ～ 平成15年3月	平成15年4月 ～ 平成16年3月	平成16年4月 ～ 平成17年3月
売上高(千円)	1,689,868	2,199,593	3,531,537	5,597,837
経常利益(千円)	28,362	94,721	471,020	890,003
当期純利益(千円)	23,302	118,382	298,663	497,462
1株当たり当期純利益(円)	4,038	20,517	51,761	10,776
総資産(千円)	1,001,961	1,229,744	1,874,420	2,735,256
純資産(千円)	728,849	847,231	1,145,894	1,643,357
1株当たり純資産(円)	126,316	146,834	198,595	35,601

- (注) 1. 第13期につきましては、1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき、また1株当たり当期純資産は期末発行済株式総数に基づいてそれぞれ算定しております。
2. 第14期から1株当たり当期純利益および1株当たり当期純資産の算定にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。なお、この変更による影響はありません。
3. 第15期から「商法施行規則の一部を改正する省令(平成15年2月28日法務省令第7号)」による商法施行規則の規定に基づいて計算書類等を作成しております。このため従来の「当期利益」「1株当たり当期利益」はそれぞれ「当期純利益」「1株当たり当期純利益」と表示しております。
4. 当社は、平成16年9月22日付で株式1株を8株に株式分割を行っております。

第13期は、トップページと店舗ページの全面リニューアルと店舗情報のデータベース化を中心とするサイトの革新およびこれに伴う矢継ぎ早な新商

品の開発投入を行いながら、新規開拓営業から既存加盟店に対する深耕営業にシフトする等戦略的な取り組みを行いました。

第14期は、既存加盟店に対する深耕営業を推進し、特集企画、e-DM、およびこれらをパックにした商品など販促型商品のほか、新たに「年間パック」という加盟の新しい形態を作り、これを重点的に拡販いたしました。

第15期は、既存加盟店への販促パックサービスの販売促進により、1加盟店あたりの収益拡大に注力するとともに、新規加盟店の増加、当社サイトの価値を高めるための提携および機能改善などに取り組みました。

第16期(当期)につきましては、前記「1. 営業の概況(1)営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

2. 会 社 の 概 況 (平成17年 3月31日現在)

(1) 主 要 な 事 業 内 容

パソコン・携帯電話などによる飲食店のインターネット検索サービスその他関連する事業

(2) 営 業 所

本 社	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル
関 西 営 業 所	大阪府大阪市北区
名 古 屋 営 業 所	愛知県名古屋市中区
福 岡 営 業 所	福岡県福岡市中央区
北 海 道 営 業 所	北海道札幌市北区
仙 台 営 業 所	宮城県仙台市青葉区
横 浜 営 業 所	神奈川県横浜市神奈川区
広 島 営 業 所	広島県広島市中区
沖 縄 営 業 所	沖縄県那覇市

(3) 株 式 の 状 況

① 会社が発行する株式の総数	184,000株
② 発行済株式総数	46,160株
③ 株 主 数	156名

④ 大 株 主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	出資比率	持 株 数	出資比率
(株) エヌ ケー ビー	16,624 株	36.01 %	—	—
滝 久 雄	10,904	23.62	—	—
(株)フジトラベルセンター	4,712	10.20	—	—
(株)ジェイアール東日本情報システム	400	0.86	—	—
(株)日本レストランエンタプライズ	400	0.86	—	—
ボ ー ダ フ ォ ン (株)	400	0.86	—	—
エヌ・ティ・ティレゾナント(株)	400	0.86	—	—
(株)エヌ・ティ・ティエムイー	400	0.86	—	—
サ ン ト リ ー (株)	400	0.86	—	—
山 崎 製 パ ン (株)	400	0.86	—	—
東 京 急 行 電 鉄 (株)	400	0.86	—	—
京 浜 急 行 電 鉄 (株)	400	0.86	—	—
小 田 急 電 鉄 (株)	400	0.86	—	—
(株)三井住友銀行	400	0.86	—	—
電通ドットコム 第一号 投資事業有限責任組合	400	0.86	—	—
みずほキャピタル(株)	400	0.86	—	—
三 菱 商 事 (株)	400	0.86	—	—
三 井 物 産 (株)	400	0.86	—	—
伊藤忠ファッションシステム(株)	400	0.86	—	—

- (注) 1. 平成16年8月6日開催の取締役会決議により、平成16年9月22日付をもって普通株式1株を8株に分割するとともに、当社定款を変更し、会社が発行する株式の総数を分割比率に応じて増加する決議をいたしました。これにより、会社が発行する株式の総数は、161,000株増加して184,000株に、発行済株式総数は40,390株増加して46,160株になりました。
2. ボーダフォン株式会社は、平成16年10月1日付をもって旧商号ボーダフォンホールディングス株式会社から現商号に変更いたしました。
3. エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社は、平成16年3月31日24時をもって営業

の全部譲渡により、株式会社エヌ・ティ・ティエックスからその所有にかかる当社株式の全部を譲受けいたしました。

(4) 自己株式の取得、処分等および保有の状況

該当事項はありません。

(5) 新株予約権の状況

① 現に発行している新株予約権

発行決議の日	平成13年9月28日 臨時株主総会 (注)1.	平成15年6月25日 定時株主総会なら びに平成15年8月 29日取締役会	平成15年6月25日 定時株主総会なら びに平成16年3月 31日取締役会
新株予約権の数	48個	61個	19個
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的 となる株式の数	384株	488株	152株
新株予約権の発行 価額	無償	無償	無償

(注) 1. 平成13年9月28日発行の新株予約権は、旧商法第280条ノ19に基づくストックオプションとしての新株引受権であります。この新株予約権の数については、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

2. 平成16年8月6日開催の取締役会決議により、平成16年9月22日付で普通株式1株を8株に分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を調整しております。

② 当営業年度中に株主以外のものに対し特に有利な条件で発行した新株予約権の内容

A. 発行した新株予約権の内容

1) 発行決議の日

平成15年6月25日定時株主総会ならびに平成16年3月31日取締役会
(平成16年4月1日発行)

2) 発行した新株予約権の数

19個（新株予約権1個につき8株）

3) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 152株

4) 新株予約権の発行価額

無償

5) 権利行使時の1株当たり払込金額

112,500円

6) 権利行使期間

平成17年7月1日から平成21年6月30日まで

7) 行使の条件

- (i) 新株予約権者が、その割当の時点において、当社の取締役、従業員または監査役であった場合には、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、従業員または監査役いずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合など取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- (ii) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は喪失するものとする。
- (iii) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分をすることができない。
- (iv) 新株予約権者は、当社の普通株式にかかる株券が上場もしくは店頭登録が行われるまでは、新株予約権を行使することができない。
- (v) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

8) 消却の事由と条件

- (i) 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で消却することができる。
- (ii) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案もしくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で消却することができる。

9) 有利な条件の内容

当社の取締役および従業員に対し、新株予約権を無償で発行した。

B. 割当を受けた特定使用人等以外の者の氏名または名称ならびに割当を受けた新株予約権の数等

(i) 当社取締役

氏 名	新 株 予 約 権 の 数
久 保 征 一 郎	6個
菊 池 俊 彦	5個
立 川 利 男	2個
以上 3名	合計 13個

(注) 取締役立川利男氏は辞任により退任しております。

C. 割当を受けた特定使用人等の氏名および割当を受けた新株予約権の数

(i) 当社従業員

氏 名	新 株 予 約 権 の 数
松 本 淳 子	2個
中 園 利 宏	2個
渡 辺 昌 宏	1個
加 藤 正 行	1個
以上 4名	合計 6個

D. 特定使用人等に対し発行した新株予約権の状況

区 分	当 社 の 従 業 員
新 株 予 約 権 の 数	6個
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	48株
付 与 し た 者 の 総 数	4名

(注) 平成16年8月6日開催の取締役会決議により、平成16年9月22日付で普通株式1株を8株に分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数ならびに権利行使時の1株当たり払込金額を調整しております。

(6) 従業員 の 状 況

従 業 員 数	対前期末比増減	平 均 年 齢	勤 続 年 数
347名	+120名	30.8歳	1.9年

(注) 従業員数には臨時従業員（期中平均66名）は含んでおりません。

(7) 企 業 結 合 の 状 況

① 子 会 社 の 状 況

該当事項はありません。

② その他の重要な企業結合の状況

株式会社エヌケービー（資本金99,930千円）は、当社の発行済株式総数の36.01%を保有しております。

(8) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当または主な職業
代 表 取 締 役 社 長	久 保 征 一 郎	
取 締 役 会 長	滝 久 雄	(株)エヌケービー代表取締役社長
常 務 取 締 役	倉 沢 仁	管理部門長
取 締 役	鈴 木 清 司	技術部門長
取 締 役	湧 井 真 由 美	営業部門代表（旧姓 吉田）
取 締 役	菊 池 俊 彦	企画部門長兼新規事業推進室長
取 締 役	中 園 利 宏	総務部門長兼株式公開準備室長
取 締 役	中 島 邦 雄	政策研究大学院大学教授
常 勤 監 査 役	砂 長 利 男	
監 査 役	平 松 一 朗	京浜急行電鉄(株)取締役相談役
監 査 役	増 本 愈	菱進ビル(株)監査役
監 査 役	広 瀬 明 彦	

- (注) 1. 取締役中島邦雄氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
2. 監査役砂長利男氏、平松一朗氏、増本 愈氏および広瀬明彦氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
3. 取締役中園利宏氏は、平成16年6月25日開催の第15回定時株主総会において、

新たに選任され、就任いたしました。

4. 取締役中島邦雄氏および監査役広瀬明彦氏は、平成16年8月27日開催の臨時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
5. 監査役磯谷育郎氏は、平成16年8月27日開催の臨時株主総会終結の時をもって辞任により監査役を退任いたしました。
6. 取締役立川利男氏は、平成17年1月31日付で辞任により取締役を退任いたしました。

(9) 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

1. 公募新株式の発行

平成17年3月25日および平成17年4月7日に開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、平成17年4月24日に払込が完了いたしました。この結果、平成17年4月24日付で資本金は2,280百万円、発行済株式総数は50,960株となっております。

記

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ① 募集方法 | ブックビルディング方式による一般募集 |
| ② 発行した株式の種類および数 | 普通株式 4,800株 |
| ③ 発行価格 | 1株につき900,000円 |
| ④ 引受価額 | 1株につき837,000円 |

この価額は、引受人より1株当たりの新株式申込金として受取った金額であります。

なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

- | | |
|------------|---------------|
| ⑤ 発行価額 | 1株につき680,000円 |
| ⑥ 資本組入額 | 1株につき340,000円 |
| ⑦ 発行価額の総額 | 3,264百万円 |
| ⑧ 払込金額の総額 | 4,017.6百万円 |
| ⑨ 資本組入額の総額 | 1,632百万円 |
| ⑩ 払込期日 | 平成17年4月24日 |
| ⑪ 配当起算日 | 平成17年4月1日 |
| ⑫ 資金の使途 | 設備投資、増加運転資金等 |

2. 株式の上場

平成17年4月25日付をもって当社株券は株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場へ上場されました。

貸 借 対 照 表

(平成17年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,065,549	流 動 負 債	1,088,405
現 金 及 び 預 金	912,812	買 掛 金	36,813
受 取 手 形	3,899	未 払 金	404,354
売 掛 金	931,055	未 払 法 人 税 等	278,343
仕 掛 品	7,120	未 払 消 費 税 等	54,201
前 払 費 用	51,523	前 受 金	292,133
繰 延 税 金 資 産	55,937	預 り 金	9,094
未 収 入 金	207,238	そ の 他	13,464
そ の 他	1,264	固 定 負 債	3,493
貸 倒 引 当 金	△ 105,302	そ の 他	3,493
固 定 資 産	669,706	負 債 合 計	1,091,899
有 形 固 定 資 産	126,510	(資 本 の 部)	
建 物	45,113	資 本 金	648,000
工 具 器 具 備 品	81,396	資 本 剰 余 金	444,880
無 形 固 定 資 産	299,401	資 本 準 備 金	444,880
営 業 権	62,800	利 益 剰 余 金	550,476
ソ フ ト ウ ェ ア	227,395	当 期 未 処 分 利 益	550,476
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	7,350	資 本 合 計	1,643,357
そ の 他	1,856	負 債 及 び 資 本 合 計	2,735,256
投 資 そ の 他 の 資 産	243,794		
長 期 前 払 費 用	3,908		
繰 延 税 金 資 産	4,975		
敷 金 保 証 金	234,910		
資 産 合 計	2,735,256		

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

損 益 計 算 書

〔平成16年 4 月 1 日から〕
〔平成17年 3 月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
(経 常 損 益 の 部)		
営 業 損 益 の 部		
営 業 収 益		
売 上 高		5,597,837
営 業 費 用		
売 上 原 価	993,766	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,690,147	4,683,914
営 業 利 益		913,923
営 業 外 損 益 の 部		
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	46	
雑 収 入	144	190
営 業 外 費 用		
新 株 発 行 費	4,593	
株 式 公 開 費 用	19,497	
雑 損 失	19	24,110
経 常 利 益		890,003
(特 別 損 益 の 部)		
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,367	
リ ー ス 資 産 処 分 損	4,629	9,996
税 引 前 当 期 純 利 益		880,007
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	356,599	
法 人 税 等 調 整 額	25,946	382,545
当 期 純 利 益		497,462
前 期 繰 越 利 益		53,013
当 期 未 処 分 利 益		550,476

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

注 記

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品：移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産………定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～15年

工具器具備品 3～10年

無形固定資産………営業権は商法施行規則の規定する最長期間にて每期均等償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

長期前払費用………均等償却によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

新株発行費………発生時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するものと認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

54,722千円

(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、パソコン、サーバ、プリンター等情報機器類およびソフトウェア等の一部については、リース契約により使用しております。

(3) 旧商法第280条ノ19の規定に定めるストックオプション制度を採用しております。

発行すべき株式の内容

普通株式

新株発行予定残数

384株

株式の発行価格

100千円

3. 損益計算書に関する注記

1株当たりの当期純利益

10,776円92銭

利 益 処 分 案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	550,476,410
これを次のとおり処分いたします。	
次 期 繰 越 利 益	550,476,410

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成17年 5 月17日

株式会社ぐるなび 取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 田 哲 生 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 筆 野 力 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社ぐるなびの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第16期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第16期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務執行に関しては、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引についても取締役の義務違反は認められません。

平成17年5月23日

株式会社ぐるなび 監査役会

常勤監査役 砂 長 利 男 ㊟

常勤監査役 増 本 愈 ㊟

監 査 役 平 松 一 朗 ㊟

監 査 役 広 瀬 明 彦 ㊟

(注) 監査役砂長利男、増本 愈、平松一朗及び広瀬明彦は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株 式 会 社 ぐ る な び
代表取締役社長 久 保 征一郎

2. 総株主の議決権の数

46,160個

3. 議案および参考事項

第1号議案 第16期利益処分案承認の件

利益処分案は、添付書類の16頁に記載のとおりであります。

当期の未処分利益につきましては、企業の体質強化と今後の積極的な事業展開に備え、内部留保を手厚くするため無配とし、全額次期に繰越すことといたしたく存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

このたび、当社株券が平成17年4月25日付で株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場への上場が承認されたことに伴い、当社の発行する株券は、「株券等の保管及び振替に関する法律」に基づいて証券保管振替機構の取扱い対象銘柄となることに同意いたしましたので、新たに「実質株主」および「実質株主名簿」に関する事項につき、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第5条（記載省略） （名義書換代理人）	（現行どおり） （名義書換代理人）
第6条 当社は、株式および端株につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定する。 当社の株主名簿および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、 <u>端株原簿・株券喪失登録簿への記載または記録</u> 、端株の買取りその他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。	第6条 （現行どおり） （現行どおり） 当社の株主名簿（ <u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u> ）および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、 <u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、端株原簿への記載または記録、端株の買取り、</u> その他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。
（株式取扱規則）	（株式取扱規則）
第7条 当社が発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、 <u>端株原簿・株券喪失登録簿への記載または記録</u> 、端株の買取り、その他株式および端株に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。	第7条 当社が発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、 <u>実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、端株原簿への記載または記録、端株の買取り、</u> その他株式および端株に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。

現 行 定 款	変 更 案
(基準日) 第8条 当社は、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者および端株主とすることができる。 第9条～第36条（記載省略）	(基準日) 第8条 当社は、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 （現行どおり） （現行どおり）

（注記）平成17年5月25日開催の当社取締役会において、株式の分割に関し、次のとおり決議いたしました。

1. 平成17年8月19日（金曜日）付をもって、次のとおり普通株式1株を5株に分割する。

①分割により増加する株式数

普通株式とし、平成17年6月30日（木曜日）最終の発行済株式総数に4を乗じた株式数とする。

②分割の方法

平成17年6月30日（木曜日）最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき5株の割合をもって分割する。

2. 配当起算日 平成17年4月1日

3. 発行する株式の総数の変更

本株式の分割に伴い、当社定款第5条の「当社が発行する株式の総数」を、平成17年8月19日（金曜日）付をもって、現行の184,000株から920,000株に変更する。

これに伴い、当社の定款は、以下のとおり変更されましたことをご報告申し上げます。

変 更 前	変 更 後（現行）	変 更 の 理 由
（発行する株式の総数） 第5条 当社の発行する株式の総数は、 <u>184,000株</u> とする。 （新設）	（発行する株式の総数） 第5条 当社の発行する株式の総数は、 <u>920,000株</u> とする。 <u>（付則）</u> <u>3. 第5条の変更は、平成17年8月19日から効力を発生する。期間経過後、この付則3は削除するものとする。</u>	株式の分割の割合に応じて5倍とするものであります。 第5条の変更は、株式分割の効力発生と同一日とするものであります。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 （生年月日）	主たる職業	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
久 保 征一郎 (昭和20年10月14日生)	当社代表取締役社長	昭和44年4月 株式会社光陽製作所入社 昭和52年3月 株式会社テックメイト設立、代表取締役 昭和59年1月 株式会社エヌケービー入社、情報システム事業部長 昭和59年8月 株式会社エヌケービーコンピュータサービス（現 株式会社エヌケービーシステム開発）代表取締役 平成5年6月 株式会社エヌケービー取締役 平成6年10月 当社取締役 平成8年6月 株式会社エヌケービー常務取締役 平成11年12月 当社常務取締役 平成12年10月 当社専務取締役 平成13年6月 当社代表取締役社長（現）	16株

氏 名 (生年月日)	主たる職業	略歴および他の会社の代表状況	所有する当 社株式の数
滝 久 雄 (昭和15年2月3日生)	当社取締役 会長	昭和38年4月 三菱金属株式会社（現 三 菱マテリアル株式会社）入 社 昭和42年6月 財団法人日本交通文化協会 入社 交通文化事業株式会社（現 株式会社エヌケービー）入 社 昭和49年5月 財団法人日本交通文化協会 理事 昭和50年12月 株式会社エヌケービー代表 取締役専務 昭和51年2月 財団法人日本交通文化協会 専務理事 昭和60年6月 株式会社エヌケービー代表 取締役社長（現） 平成元年10月 当社取締役 平成5年6月 財団法人日本交通文化協会 理事長（現） 平成11年12月 当社代表取締役会長兼社長 平成13年6月 当社代表取締役会長 平成16年3月 当社取締役会長（現）	10,904株
倉 沢 仁 (昭和25年12月12日生)	当社常務取 締役 管理部門長	昭和48年4月 株式会社北辰電機製作所入 社 昭和57年4月 バイオニア株式会社入社 昭和62年7月 株式会社エヌケービーコン ピュータサービス（現 株 式会社エヌケービーシステ ム開発）入社、技術部長 平成元年10月 同社取締役 平成6年4月 株式会社エヌケービー経営 企画室長兼営業3部長 平成8年6月 同社取締役 平成12年2月 当社監査役 平成13年6月 当社取締役 平成15年6月 株式会社エヌケービー常務 取締役(平成17年1月退任) 平成17年2月 当社常務取締役 管理部門 長（現）	16株

氏 名 (生年月日)	主たる職業	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
鈴木 清 司 (昭和34年3月7日生)	当社取締役 技術部門長	昭和56年4月 パイオニア株式会社入社 昭和62年11月 株式会社エヌケービーコンピュータサービス（現 株式会社エヌケービーシステム開発）入社 平成9年9月 同社取締役 技術部長 平成11年12月 当社取締役 技術部長 平成14年1月 当社取締役 技術部長兼制作部長 平成15年6月 当社取締役 技術部門長（現）	8株
湧 井 真由美 (旧姓 吉田) (昭和47年10月23日生)	当社取締役 営業部門代表	平成7年4月 株式会社エヌケービー入社 平成12年4月 当社入社 平成13年4月 当社加盟店事業部部长 平成14年4月 当社営業部代表シニアマネジャー 平成15年6月 当社取締役 営業部門代表（現）	8株
菊 池 俊 彦 (昭和46年4月27日生)	当社取締役 企画部門長 兼新規事業 推進室長	平成8年4月 日揮株式会社入社 平成15年11月 当社取締役 平成16年2月 当社取締役 新規事業推進室長 平成16年10月 当社取締役 企画部門長兼新規事業推進室長（現）	24株
中 國 利 宏 (昭和47年11月17日生)	当社取締役 総務部門長	平成7年4月 株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）入社 平成15年9月 当社入社 平成16年6月 当社取締役 総務部門長兼株式公開準備室長 平成17年5月 当社取締役 総務部門長（現）	一株

氏名 (生年月日)	主たる職業	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
中 島 邦 雄 (昭和16年4月27日生)	政策研究大学院大学教授	昭和43年4月 通商産業省入省 昭和62年6月 日本貿易振興会（JETRO） ハンプルクセンター次長 平成2年1月 通商産業省基礎産業局化学 製品課長 平成4年6月 同省大臣官房地方課長 平成5年7月 同省大臣官房参事官（環境 立地局担当） 平成6年6月 同省大臣官房審議官（基礎 産業局担当） 平成8年6月 同省関東通商産業局長 平成9年7月 同省大臣官房技術総括審議 官 平成11年9月 財団法人科学技術戦略推進 機構 専務理事 東京大学国際・産学共同研 究センター 客員教授 平成12年7月 東京工業大学大学院理工学 研究科教授 平成16年4月 政策研究大学院大学教授 （現） 平成16年8月 当社取締役（現）	一株

（注） 取締役候補者 中島邦雄氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件を満たしております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 砂長利男氏は本定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本件監査役選任議案については、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	主たる職業	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
森 本 友 則 (昭和36年11月10日生)	エフエット ホールディング株式会 社代表取締役	昭和59年4月 ネッスル株式会社（現 ネ スレジャパンホールディン グ株式会社）入社 平成2年10月 大和証券株式会社 公開業 務部 入社 平成5年2月 公認会計士登録 平成6年10月 興銀インベストメント株式 会社 入社 平成8年4月 株式会社グッドウィル（現 グッドウィル・グループ株 式会社）入社 平成9年9月 同社取締役財務経理部長 平成11年2月 同社常務取締役管理本部長 平成11年5月 エフエットホールディング 株式会社 取締役 平成11年9月 株式会社グッドウィル（現 グッドウィル・グループ株 式会社）監査役（平成12年 2月退任） 平成11年11月 エフエットホールディング 株式会社 代表取締役（現） 平成12年8月 本多エレクトロン株式会社 取締役 平成13年1月 日本ロングライフ株式会社 監査役（平成16年1月退任） 平成13年3月 本多エレクトロン株式会社 代表取締役社長 平成14年12月 同社代表取締役会長 平成15年6月 同社取締役会長（平成16年 6月退任）	一株

（注） 監査役候補者森本友則氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成11年12月28日開催の臨時株主総会において、「年額8,000万円以内」としてご承認いただき今日に至っておりますが、その後の当社業容の発展に伴う取締役の陣容強化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を「年額2億円以内」に改定することをお願いするものであります。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたしく存じます。

現在の取締役は8名ですが、第3号議案のご承認を賜りますと、取締役は8名となります。

第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20および商法第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役および従業員などに対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の取締役、従業員および監査役ならびに社外協力者に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当を受ける者

取締役、従業員および監査役ならびに社外協力者

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 320株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに当社が完全子会社となる株式交

換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

320個を上限とする。

新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は 1 株とする。

(2) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権 1 個あたりの払込金額は、次により決定される 1 株あたりの払込金額に(3)に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株あたりの払込金額（以下「払込金額」とする。）は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権発行の日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × (1 / 分割・併合の割合)

また、当社が、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合 {新株予約権の行使、商法等の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 128 号）施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使および転換社債の転換の場合を除く。} は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株あたり払込金額」を「1 株あたり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成19年7月1日から平成23年6月30日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、その割当の時点において、当社の取締役、従業員または監査役であった場合には、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、従業員または監査役いずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合など取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

②新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は喪失するものとする。

③その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却

①当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で消却することができる。

②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。

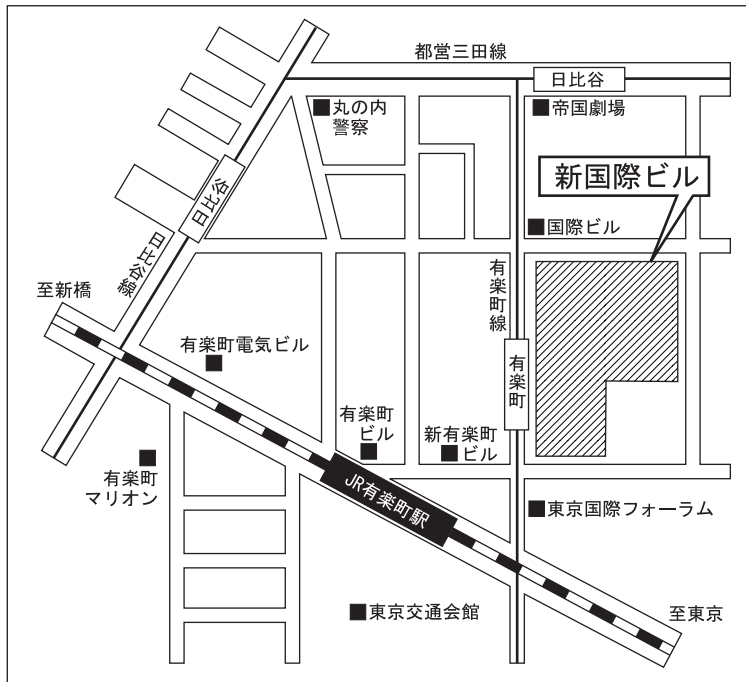
以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

社団法人日本交通協会 会議室
東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9F



- JR・有楽町駅 国際フォーラム口より……………徒歩2分
- 有楽町線・有楽町駅より……………徒歩2分
- 都営三田線・日比谷駅より……………徒歩3分
- 日比谷線・日比谷駅より……………徒歩5分
- 千代田線・二重橋前駅より……………徒歩5分